

工事指名通知（閲覧用）

工事入札について

工 事 番 号	庁舎 第29号
工 事 名	日高村役場新庁舎防火水槽設置工事
契約条項を示す場所	日高村ホームページ及び日高村役場本庁舎玄関ロビー
落 札 決 定	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
予 定 価 格	事後公表
最 低 制 限 価 格	事後公表
入 札 の 無 効	日高村契約規則第18条及び第28条に該当する入札は無効とする。
そ の 他	指名競争入札参加者の入札心得の各条項を承知のこと。
入 札 日 時 場 所	日時： 令和 3年 8月24日（火） 午前 9時15分
	場所： 下分ふれあいプラザ 研修室
設 計 書 の 閲 覧	令和 3年 8月 9日（月）～令和 3年 8月23日（月）

※予定価格、最低制限価格は、消費税相当額を含まない金額とする。

見積参考資料

日高村

(金抜)														

庁舎 第29号

高知県 高岡郡日高村 本郷

日高村役場新庁舎防火水槽設置工事 実施設計書

作業区分 請負

履行期間 155日

令和3年8月4日 作成

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと栈木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・パチ部への一般型枠の使用は可能とする。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページに

掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない理由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

2 調査表の作成要領、提出について

(1) 調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材産業振興課のページから、ダウンロードする。

(2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工費用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

特記仕様書

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」

（平成8年3月）に準拠すること。

（2）上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事に用いた資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第7条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、高知県個人情報保護条例を遵守すること。

参考）個人情報保護制度に関するアドレス：

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

第8条 ダンプトラック等による過積載の防止

1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

5 建設発土の処理及び資材の購入等にあって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第9条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する

建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第10条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。

① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの

② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの

③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第11条 工事実績データ作成、登録

1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-5に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第12条 公共事業労務費調査に対する協力

1 本工事が高知県の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

2 調査票等を提出した事業所を高知県が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第13条 施工形態動向調査等に対する協力

1 本工事が高知県の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者

特記仕様書

は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

第14条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の発生量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3 COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<https://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。

第15条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第16条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（2）建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合次の1）から3）のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

- 2）前記「（1）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m³)
- ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m³)
- ・アスファルト塊2.35 (t/m³)
- ・掘削土（土砂）1.8 (t/m³)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m³)
- ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m³)

- 3）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。（全車写真）

特記仕様書

- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
 - ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
 - ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。
- (3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合
- ①受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)(全車写真)
 - ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
 - ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- (4) 建設副産物(建設発生木材(伐採木を含む))を木材市場等に搬出する場合
- ①受注者は、木材を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。
(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。)
 - ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)
 - ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第17条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

- 1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第18条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督

職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.1版(工事編)の表2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黑板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.1版(工事編)の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チ

特記仕様書

ェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第19条 施工管理

1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、その他の試験区分に係る試験項目は下記の項目とし、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

第20条 排出ガス対策型建設機械

1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第348号、平成18年3月17日)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額(税込)が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル(車輪式)

- ・ブルドーザ
- ・発動発電機(可搬式)
- ・空気圧縮機(可搬式)
- ・油圧ユニット(次に示す基礎工専用機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン(ラフテレーンクレーンを含む)

※対象はディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

第21条 交通誘導警備員の配置

- 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等他職種の者を従事させてはならない。
ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。
- 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。
なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。
- 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。
また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。
- 交通誘導警備員の現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料を提出し監督職員と協議を行うものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

特記仕様書

第22条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月（高知県土木部））」によることとする。

第23条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第24条 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置

- 1 本工事において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、監督職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。

なお、実施にあたっては、施工計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により監督職員に報告すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、工期の延長が必要な場合には、監督職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。

- 2 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

第25条 その他

その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・有
2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無
3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無
4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無
5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

【工事用道路関係】

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 残土の捨土条件・・・・・・・・指定処分B
 - (1) 処理場所の指定
 - 処理場所 株式会社近澤建設 吾川郡いの町波川2579
 - 距離 2.6km
 - その他 上記運搬距離を想定し積算しているが、処理場所については受注者が選定した候補地を参考に発注者が決定する。なお、距離が変更となった場合は変更する。

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

（1）処理場所 日本道路株式会社土佐アスコン 高岡郡日高村沖名3586

距離 5.2km

処理方法（指定）

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置

(1) 工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員B 0人 (0)

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他・・・・・・・・無

記号	項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
1	防火水槽設備工事						
	防火水槽	製品費	1	式			
	〃	運搬工	1	式			
	水槽据付	60.000L	1	基			
	水盛・遣り方		40	m ²			
	墨出し		79	m ²			
	養生費		79	m ²			
	安全対策費		1	式			
	昇降設備		1	式			
	清掃・片付け		79	m ²			
	竣工時清掃		40	m ²			
	仮設材運搬費		1	式			
	鋼矢板損料		48	t			
	鋼矢板圧入費		792	m			
	鋼矢板引抜費		792	m			
	鋼矢板運搬費		48	t			
	腹起し・切梁損料		7	t			
	油圧ジャッキ損料		2	ヶ所			
	腹起し・切梁架払い		65	伏m ²			
	鋼材運搬費		7	t			
	掘削	機械掘削(切梁1段)	305	m ³			
	埋戻し	碎石	74	m ³			
	埋戻し	発生土	138	m ³			

記号	項目	内容	数量	単位	単価	金額	備考
	残土処分	場外	212	m3			
	埋戻し土場内仮置き		138	m3			
	機械運搬費		1	式			
	床付け	人力	64	m ²			
	砕石地業		10	m3			
	均しコンクリート	18-15-20	3	m3			
	同上打設費		1	式			
	鉄筋コンクリート	21-18-20	16	m3			
	同上打設費		1	式			
	レッカー車使用料	13t×0.5日	1	回			
	鉄筋	SD295A D13	0.4	t			
	同上加工組立費	運搬費とも	0.4	t			
	型枠	普通合板、運搬費とも	10	m ²			
	面木		7	m			
	角プレート	200*200*6t	12	枚			
	アンカーボルト	M27*250L全ネジ M27ナット4個、M27ワッシャ1枚	12	組			
	アンカーボルトセット料		1	式			
	コンクリート木コテ仕上げ		39	m ²			
	釜場工		2	箇所			
	水替工		1	式			
	マンホール蓋	MHAA-S φ600	1	枚			
	硬質塩化ビニル管 (VU)	屋外土中 φ150	18	m			
	手はつり(配管貫通孔用)	200mm 厚120~150	1	箇所			

特記仕様書(1)

工事名称 日高村役場新庁舎防火水槽設置工事

設計年度(設計図)	令和3年度
工事期間(完成図)	令和 年 月 日～令和 年 月 日
工事場所	高知県高岡郡日高村本郷6-1-1

棟名	構造	階数	延床面積(m ²)	用途地域	消防法施行令別表第一の区分
水槽類	FRP造	戸数			第1種住居 第2種住居
		1			

I 共通事項

種目	項目	特記仕様(※及び●印をつけたものを適用する)
一般共通仕様	適用仕様	※ 特記なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編 平成31年版)」(改修工事の場合は、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編 平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編 平成31年版)」による。 ※ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「工事写真の撮り方 建築設備編」 ※ 国土交通省仕様 (例：外壁の地中部等 水密を要する部分はツバ付鋼管スリーブ等、地中部で水密を要しない部分はVPスリーブ、柱、梁以外の箇所は、開口補強が不要でスリーブ径200mm以下は紙スリーブでもよい。)
	スリーブ	○ 国土交通省仕様 ● メーカー仕様 ※ 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説・平成8年度版」(建設大臣官房官庁営繕部監修)によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修 2014年版)による。 建物の種別： ● 特定の施設 ○ 一般の施設 地域係数： 1.0 1) 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。 特記なき場合の設計用標準水平震度は次による。
	機器類	重要機器 防災機器 火を使用する機器 タンク類 消火設備機器
	耐震措置	2) 設計用鉛直地震力は設計水平地震力の1/2とする。 ※ 機器固定ナットはロックナット又は2重ナットとする。 注) ナットに対するボルトの余長は3山以上を標準とする。 ※ 機器の固定に使用する金属系アンカーはスリーブ打込み式または、ウエッジ式とする。(県標準図16) ※ ケミカルアンカーは、天井方向に使用しない。 ※ 一階土間コンクリート下部配管はステンレス吊りボルトにてスラブ筋に支持する。 ※ 屋外及びビッド内配管の支持金物・吊り金物はSUS製又は亜鉛ドブ漬とする。屋内外露出部には既製品支持架台は使用しない。 ※ 仕様のとおり吊り配管等も施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は振れ止めを適宜設ける。
	機器の固定	※ サヤ管工法で施工する場合、サヤ管施工後に配管挿入を行うこと。(同時施工を行わない。)
	配管の支持	● 一般敷地300mm以上 ● 車両通路600mm以上 ● 公道800mm以上 ○ 公道1,000mm以上 ○ 公道1,200mm以上。 ● 埋設管は周囲100mm程度に保護砂を入れる。ただし排水管は別記による。 ○ 量水器以降の埋設給水管はクイックチューブ等で巻く。
	サヤ管工法	● 構外搬出 ○ 構内敷ならし ○ 構内指示の場所にたいせき
	埋設深さ(管上)	※ アスファルト、アスファルト路盤は原則として再生品を使用する。 ※ 浄化槽・樹類の砂利地業は原則として再生クラッシュランを使用する。(アスファルト再生品混じりは不可)
	埋設管の保護	※ 本工事において、細骨材に海砂を配合した生コンクリートを使用する場合、高知県内産海砂を配合したものを優先的に使用するものとする。
	残土処分	※ 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 ※ はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査器により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。 なお、鉄筋・配管類を切断する恐れがある場合は、事前に監督職員と協議をすること。 ※ 下記項目の総合調整を行い、測定表を監督職員に提出する。(測定場所等は監督職員の指示による。) ● 風量調整 ● 水量調整 ● 室内外空気の温度の測定 ● 騒音の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定 ○ 飲料水(●11 ○24)項目検査 ○ 配管施工(配管工事) ○ 熱絶縁施工(保温工事) ○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付) ○ 冷凍空調調和機器施工 ○ その他 完成図 ※ CADデータをCD-Rに保存して提出。 ※ 画像データ(PDF形式) ※ A4版黒表紙金文字製本 1部 ※ 2ツ折りA3版製本 1部 施工図 ○ CADデータをCD-Rに保存して提出。 ○ 画像データ(PDF形式) ● 2ツ折り製本(サイズは原因による) 工事管理資料(写し) ※ フラットファイル等に閉じたもの。 工事写真 ※ フラットファイル等に閉じたもの。 工事日誌 ※ フラットファイル等に閉じたもの。 工具類 ○ マンホールフック ○ 制水弁ハンドル ○ 掃除口ハンドル ● 汚水樹蓋ハンドル
建設副産物		
コンクリート工事/骨材		
はつり・非破壊検査		
総合調整		
技能士の適用		
完成後の提出物		
室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策	対象建築材料等	使用制限
	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、ユリア樹脂板、壁紙、緩衝材、断熱材、保温材、仕上げ塗材	F☆☆☆☆又は同等の大臣認定品とする。
	② 塗料	ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していない水性形のものとする。
	③ 木材保存剤(防蟻処理、防蟻処理等)	クロルピリホリス、ダイアジノン、フェノカルブを含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻処理は工場で行い、十分乾燥した後に現場搬入する。
	④ 内装用接着剤、木工用接着剤、配管用接着剤、接合剤	1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを含有していないものとする。 2) フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-ヘエチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
⑤ 家具、書架、実験台、什器、洗面化粧台、流し台	①、②、③、④の建築材料を使用する場合はF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料がない場合はF☆☆☆☆又は同等品を使用する。	
室内に関わる材料(上記②～④及び建具、シール材、その他その接着剤や塗料の溶剤まで含む)については、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-ヘエチルヘキシル、クロルピリホリス、ダイアジノン、フェノカルブの有無または成分について一覧表に記入し、その資料を添付して提出するものとする。		

配管材料	① 配管用炭素鋼鋼管【SGP黒管】(JIS G 3452)	⑳ 架橋ポリエチレン管 (JIS K 6769)
	② 配管用炭素鋼鋼管【SGP白管】(JIS G 3452)	㉑ ポリブテン管 (JIS K 6778)
	③ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管【SGP-VA】(JWWA K 116-WSP 011)	㉒ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管【D-VA】(WSP 042)
	④ 水道用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管【SGP-VD】(JWWA K 116)	㉓ 排水用ノンターールエポキシ塗装鋼管 (WSP 032)
	⑤ 水道用ポリエチレン粉末ライニング鋼管【SGP-PA】(JWWA K 132-WSP 039)	㉔ 排水用鋼鉄管【メカニカル形2種管】(JIS G 5525)
	⑥ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管【SGP-VS】(WSP 041)	㉕ 鉛管(HASS 203)
	⑦ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管【SGP-HVA】(JWWA K 140)	㉖ 硬質ポリ塩化ビニル管【VP】(JIS K 6741)
	⑧ 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管【SGP-WHTLP】	㉗ 硬質ポリ塩化ビニル管【VU】(JIS K 6741)
	⑨ 一般配管用ステンレス鋼鋼管【SUS 304 TPD】(JIS G 3448)	㉘ 排水・通気用耐火二層管【内管VP】
	⑩ 配管用ステンレス鋼鋼管【SUS 304】(JIS G 3459)	㉙ 卵形管【ゴムリング】(JAWAS K-3)
	⑪ 水道用ダクタイル鉄鋼管【3種管】(JWWA G 113)	㉚ プレキャスト鉄筋コンクリート製品 (JIS A 5372) ヒューム管
	⑫ 鋼管【M】(JIS H 3300)	㉛ ポリエチレン被覆鋼管【ガス・アイボリー】(JIS G 3469)
	⑬ 外面被覆鋼管【M】(JIS H 3330) 給湯	㉜ ガス用ポリエチレン管 (JIS K 6774)
	⑭ 耐熱性硬質塩化ビニル管【HTVP】(JIS K 6776)	㉝ ガス用ステンレス製フレキシブル管【原管(JIS G 4305)によりガス用に製造されたもの】
	⑮ 水道用硬質塩化ビニル管【VWP】(JIS K 6742)	㉞ 断熱材被覆鋼管【ポリエチレン保温材】(JGDA 0009) 冷媒
	⑯ 耐衝撃性硬質塩化ビニル管【HIVP】(JIS K 6742)	㉟ 屋外消火栓設備用高性能ポリエチレン管(日本消防設備安全センターの性能認定取得品)
	⑰ 水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管【RR-VP】(JWWA K 127)	㊱ -
	⑱ 水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管【RR-HIVP】(JWWA K 129)	㊲ -
	⑳ 水道配用水用ポリエチレン管 (JWWA K 144)	㊳ -
	㉑ -	㊴ -
管種使用区分	工種 場所 屋内一般 屋内ビット 屋内コンクリ 屋内土中 屋外埋設 屋外架空	
塗装・防食	給水(直圧)	
	給水(一般)	
保温・防露	汚水	
	雑排水	
	通気	
	ガス	
	消火	
	給湯	
	器具接続	
	冷温水	
	冷却水	
	中水	
	冷媒	
	居室等に露出して使用する配管支持金具類(電気メッキ品)は塗装を施す。 ※ 亜鉛メッキ面の塗装下地は化学処理(エッチングプライマ)を施す。 ※ 鋼管類のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1/2重ね1回巻きとする。 ※ 土中埋設する鋼鉄管、鋼鉄異形管(メカ型継手共)及び特殊継手類はポリスリーブ巻きとする。	
工種 場所 屋内露出 機械室・倉庫 天井・PS内 床下暗渠内 屋外露出 屋外埋設 備考		
給水 a()VII b()VII c2()VII d()VII e2()VII (二)		
排水・空調ドレン a()VII b()VII c2()VII		
給湯 a()I b()I c2()I d()I e2()I		
冷水・冷温水管 A()III B()III C1()III D()III E2()III		
冷媒管 (チ)+スリムダクト (チ) (チ) (チ) (チ)+(ル)		
矩形ダクト J1()XI I()XI I()XI K2()XI		
スパイラルダクト O1()XI N()XI N()XI P2()XI		
(イ)ロックウール保温材 (ロ)グラスウール保温材 (ハ)ポリスチレンフォーム保温材 (ニ)簡易保温筒10mm (ホ)簡易保温筒20mm (ヘ)簡易耐熱保温筒10mm	(ト)簡易耐熱保温筒20mm (チ)冷媒用被覆鋼管 (リ)SUSラッキング (ヌ)ガルバリウム鋼板 (ル)カラーガルバリウム鋼板 (ヲ)-	
表示	※ 配管表記 ① 機械室・ビット・PS内・天井点検口付近には必ず表記する。 ② 表記内容は、流体・サイズ・系統名とする。 ③ 場所・向き・文字サイズ等事前協議決定後に施工する。 ※ 設計記号の付いている主要機器には、カッティングシート・ペンキ等にて表記(管理番号・室名・設置年月等)を行う。なお、該当する主要機器を事前確認する。 ※ パッケージエアコン等の空調機は、室内外機に表記を行う。(県標準図13) ※ 水中に設置するような各種主要機器類(水中ポンプ等)は銘板を壁付近にも設ける。(製造者名、製造年月、形番、性能等を順記する。) ※ 屋外に設置するバルブ札は風で飛んだり騒音を立てないように固定するか、表示方法を協議する。 ※ バルブBOX内部に系統名・管サイズ・設置年月を書いた亚克力札を入れる。 ※ 埋設バルブボックスの蓋の向きは流体の行き先側に蓋の付根を向ける。 ※ 排水以外の屋外埋設管には曲・分岐部その他埋設管の位置が確認できるように標示板(標示柱は県標準図8)を設ける。 ※ 配管の埋長時は、GL-200mm程度に埋設表示用アルミテープを埋設する。(排水・通気管を除く)	
発生材の処理	○ 引渡しを要するもの () ○ 現場において再利用を図るもの () ※ 再生資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ※ 廃石膏ボード等は、原則分別再利用処理とする。 ※ 発生材搬出時の写真記録の方法は特記仕様書(共通編)による。	
	図面No	
	特記 1-1	

DATE	PROJ. NO.	PROJ. TITLE	機械
CHECK		DWG. TITLE	DWG. NO.
		日高村役場新庁舎防火水槽設置工事	M-01
		機械設備 特記仕様書(1)	A1 S=1:100 SCALE A3 50%出力

特記仕様書(2)

II 工事種目																																														
○ 衛生器具設備	取付位置	※ 衛生器具及び周辺機器類の取付位置は総合図・展開図等を作成して、確認後に取付けること。 (特に、便器類と手すり・便器類と操作ボタン類・操作ボタン類と手すり等の位置関係に注意) ※ 和風大便器下面でコンクリートに接する部分はアスファルト塗布(3mm以上)とする。(県標準図1) ○ 汚物缶																																												
	大便器 化粧鏡 洗濯機パン シール(コーキング)	※ 和風大便器を防火区画に設置する場合、和風便器用耐火カバーを設ける。 ※ 化粧鏡取付にあたっては落下破損防止のため、裏面シール材等による張付けで取付などの処置を施す。 ※ 洗濯機パンを設置する床面は、耐荷重性と平滑性に注意する。 ※ 器具類と壁・床のシール(コーキング)打ちは下記の表による。																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">設置場所の床が湿式(防水)</th> <th colspan="2">設置場所の床が乾式(非防水)</th> </tr> <tr> <th>壁</th> <th>床</th> <th>壁</th> <th>床</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洋風便器</td> <td>—</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>洗面器類</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>掃除流し</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>洗濯流し</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>洗濯パン</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>ステンレス流し台</td> <td>要</td> <td>不</td> <td>要</td> <td>不</td> </tr> <tr> <td>化粧棚</td> <td>不</td> <td>—</td> <td>要</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>壁・床の仕様にかかわらず、自動水栓装置・コンセント・非常呼出しなど電気機器類に水かかりが好ましくない場合はシール打ちを施す。</p>	機器種別	設置場所の床が湿式(防水)		設置場所の床が乾式(非防水)		壁	床	壁	床	洋風便器	—	不	—	要	洗面器類	不	—	要	—	掃除流し	不	—	要	不	洗濯流し	不	—	要	不	洗濯パン	—	—	要	不	ステンレス流し台	要	不	要	不	化粧棚	不	—	要	—
機器種別	設置場所の床が湿式(防水)			設置場所の床が乾式(非防水)																																										
	壁	床	壁	床																																										
洋風便器	—	不	—	要																																										
洗面器類	不	—	要	—																																										
掃除流し	不	—	要	不																																										
洗濯流し	不	—	要	不																																										
洗濯パン	—	—	要	不																																										
ステンレス流し台	要	不	要	不																																										
化粧棚	不	—	要	—																																										
	器具周辺部の保温	※ 洗面化粧台下の扉内の給水・給湯管(ヘリューズ管等)は簡易保温テープ巻きの保温を施す。 (流し台下電気温水器廻りの給水・給湯配管等も同様とする。)																																												
	流量調整	※ 小便器・大便器等の手动フラッシュ弁流量調整は、下記の流出時間を目安とする。ただし、衛生器具のマニュアル等に記載があれば内容に準ずること。 大便器 8~10秒 小便器 8~10秒 自閉式水栓 7秒																																												
● 給水設備	負担金 弁類	○ 不要 ○ 要() ※ 直圧給水弁は水道事業者の指定品(指定のない場合は、二次側給水に準じた弁) ※ 二次側給水弁(上中): 40A以下は青銅製で蝶ハンドル付き止水栓、50A以上はソフトシール制水弁(内面ライニング) ※ 二次側給水弁(一般): 40A以下は管端防食ねじ込み形青銅弁5K、50A以上は鑄鉄製F付き内面ライニング弁5K																																												
	継ぎ手類	※ 水栓エルボ、水栓ソケットは器具側砲金内ねじ形とする。 ※ ユニットバス付風呂の水栓エルボへの接続は砲金継手等を使用し、管端の防錆を施す。 ※ ビニル管とライニング鋼管の接続には水栓エルボ・水栓ソケットは使用しない。 ※ TSバルブソケットは金属製(砲金)おすネジを打込しているものを使用する。 ※ 水道事業者の指定がない場合の埋設弁のボックスは、県標準図5・6による。 ※ 給水管の細部保温は特記なき場合は下記の通りとする。壁中等で仕様書通りの施工が困難な場合は監督職員の指示により保温を施す。 空間の有る壁中配管 → 要 流し下の空間配管 → 要																																												
	バルブボックス 隠蔽部の保温	※ 水道事業者の指定がない場合の埋設弁のボックスは、県標準図5・6による。 ※ 給水管の細部保温は特記なき場合は下記の通りとする。壁中等で仕様書通りの施工が困難な場合は監督職員の指示により保温を施す。 空間の有る壁中配管 → 要 流し下の空間配管 → 要																																												
	既設給水鋼管への接続	※ 改修工事等で鋼管類(ライニング鋼管)を切断して、やむを得ず、メカ型継手を使用する場合には、鋼管類の切断部の防錆処理として、JWWA K 135規格適合品(エポキシ系DEVCON SF等バイプライニング用)にて処置する。																																												
	水槽類の施工手順 水槽類の衛生管理	※ 水位設定の協議後に、水位高さ入り施工図を作成し発注・施工を行う。なお、県標準図4を参考とし水位高さを協議する。 ※ 受水槽・高架水槽を新設(改修等含む)施工する場合は、清掃・消毒等後に水張りを行う。																																												
● 排水設備	保護砂 砂利	● 第1樹以降の屋外ビニル管部分には、保護砂(180度台)を要す。 ○ 遠心力鉄筋コンクリート管部分には砂利台を要す。 ○ 防護蓋を設置する場合は県標準図7による。 ○ 洗面器等の排水金具と専用の排水アダプタでビニル管に接続できない場合、VCパッキンを使用する。 ○ 既設流しの排水金具に使用しているジャバラホースはそのまま使用せず、VP配管直結(VCパッキンでも可)とする。県標準図5による。 ○ 雨水立管の下部受部は差込継手を使用する。(但し平屋建は不要とする。) ※ 空間のある壁中配管・集合住宅等のスラブ上配管・受水槽他水槽からドレンバルブまで一必要 流し台下空間配管・実験台等への立ち上がり露出配管→不要 ○ 満水試験 ○ 通水試験 ○ 鏡確認 ※ 洗濯機排水金物の床貫通部等は共住区画に適合する処理を施す。																																												
	樹脂製排水樹 衛生器具等の接続 排水管の防露 排水管の試験等 その他																																													
○ 消火設備	消火栓箱	○ 消火栓箱は(○ 県標準図12 ○ 国土交通省仕様 ○ メーカー仕様) ○ 共用区画の消防検査受検必要 ● 消火器(ABC10型)																																												
○ 給湯設備	弁類 絶縁対策	● 40A以下は青銅弁5K、50A以上は一般配管用ステンレス鋼弁10K ※ 鋼管及びステンレス配管は支持金物との絶縁処理を行う。 ※ 銅板製ボイラー及び鋼管との接続等、異種管との接続には絶縁継手を使用する。 ※ 給湯配管に簡易保温筒(クイックチューブ)を使用する場合は耐熱性のものを使用する。 ※ 被覆鋼管の継手カバーは保温付きのものを使用する。 ※ 給湯器の配管化粧カバー内は凍結破損防止を考慮した保温(簡易保温筒)施工を行う。 ○ 排ガス監視装置を要す。 ○ ばい煙温度測定口を要す。																																												
	給湯管の保温 大気汚染対策																																													
○ ガス設備	ガス集合装置 給湯器用止水弁 その他	※ ガス集合装置は県標準図9・10・11を参照し、漏洩検知装置・耐震遮断装置・転倒防止金具等の必要有無に注意する。 ※ スプリングチャッキ内蔵ボール弁を使用する。 ※ ガス用フレキ管とガスコック等(ヒューズコック)との接続は、コック等の固定が出来る部材等を使用して接続する。 ※ ゴムホース接続なきコックはゴムキャップを付ける。 ※ ボンベ支持クサリ用のアンカーボルトは、10mm以上のもので、下記のいずれかとする。 ※ 埋込アンカー・雄ネジ形メカニカルアンカー・接着系アンカー(ケミカルアンカー)なお、チェーン、フックも同様の強度を持つものとする。 ※ 自記記録計によるガス圧テスト表の写しを県に提出し、正本は施工業者で5年間保存する。																																												
	種汚泥 試運転調整 その他	※ 使用開始時には必要に応じて種汚泥を投入する。 ※ 浄化槽の使用開始後おおむね3ヶ月間の試運転調整を行うもので、浄化槽法による「保守点検及び清掃等」を行うほか下記の事項を言う。 1 最低限の点検回数は 単独処理・小型合併・沈澱分離方式合併処理・・・月1回 流量調整槽のある合併処理・・・2週に1回 2 維持管理を管理者等に引継ぐ場合は直前に水質検査(BOD、SS、PH、大腸菌、塩素イオン)を行い、そのコピーを維持管理者、施設管理者、工事監督者に渡し、設計・施工・現況の注意事項を申し送ること。 ※ 見やすい場所に型式、施工者名、設置年月、処理能力、放流水質を記入した銘板を設置する。 ※ コンクリート頂版スラブを施工する場合、モルタルの浮き上がり、及び、水たまりが出来ないように仕上げ勾配に注意する。 ○ 補助金申請設備																																												

○ 空調調和・換気設備	空調機器の仕様 パッケージエアコン等	※ グリーン購入法(国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成十二年法律第百号))の判断基準適合品とする。 なお、パッケージ及びマルチエアコン等については、各メーカーの最高効率機種とする。 ○ 屋外機はJRA耐重塩害仕様とする。 ○ 屋外機は耐塩害仕様とする。 ※ パッケージエアコン屋内機機種の施工については県標準図13を参考にして注意する。 ○ 天カセ形室内機の取付等による天井の開口及び補強・補修を行う。(建築工事標準詳細図参照) 1) 補強野縁は野縁と、補強野縁受及び取付け用補強材は野縁受と同材とする。 2) 野縁受のは出しが300mm以上の場合は、増し吊り設ける。 ※ 室外機には設置場所を問わず、SUS製または溶融亜鉛メッキ製の転倒防止金具もしくは転倒防止ワイヤーを設ける。
	計測機器等 自動空気抜き弁装置 冷媒配管のラッキング ダクト 制気口チャンパ 消音内貼り 厨房等の排気フード	○ 温度計()ヶ所 圧力計()ヶ所 風量測定口()ヶ所 瞬間流量計()ヶ所 手動空気抜き弁装置()ヶ所 ※ 温度計等は視認性を重視した丸型(100mm以上)とする。 ○ 不要 ○ 要()ヶ所 自動空気抜き弁にはGV及びストレーナーを取付ける。 ※ 配管ラッキング(溶融アルミニウム-亜鉛鉄板・配管化粧カバー)は室外機の直近まで施す。 ※ 配管化粧カバー(スリムダクト)の場合は、エンドキャップを使用しテープ巻きの範囲を最小限とする。(フリーコーナー(ジャバラ)は使用しない。) ● アルミフレキ(不燃材料認定品) ○ ステンレスフレキ(不燃材料認定品) ○ ● 空調換気ダクトの気密性が特に重要な室に設ける、制気口・ボックス・保温及び天井の収まりについては県標準図14の記載内容を確認する。 ※ 内貼りチャンパの寸法表示は、外法寸法とすること。サブライチャンパにはその上に銅きつ甲金網押えを行う。 ※ 消音材はグラスウール(吹出口チャンパ・吸込口チャンパ・レターンチャンパは25mm厚、サブライチャンパは50mm厚)とし、ガラスクロス押えとする。 ※ 排気フードは、SUS304製とする。(1.0mm厚) ※ フィルターは分解掃除が出来るものにする。 ※ 黄銅製コックは20mmのものとする。(キャップ止でもよい) ※ 火器使用機器が確定後にフードの形状寸法を変更して、投影面積が変わる場合はフードの面風速もチェックする。 (参考: フードの面風速は一般的に0.3m/sとして設計している。) ※ 送風機の機器表にファンの番手(＃)を明記している場合、小さい番手にしない。 ※ エアコン設置に必要な一次側電源送り以降の、室内外差り電源線、制御線、アース(CE2sq/4C・CE3.5sq/4C程度)を要す。 ※ リン線はEM-AEO.9mm/2C~3C、又はVCTF0.75sq/2C~3Cとする。(但し延長が10m以下のリン線は機器付属品でもよい。) ※ 室内外の差り配線で、冷媒配管と同じルートで施工する場所は同保温外装内に納める。(電源・制御配線の最低離隔距離は機器メーカーの基準に準ずる。) ※ 表示窓の付いたリモコンの取付場所は視認性の良い高さ(1.300~1500h) 照明SWの上を標準とするが、総合図で充分打合せ調整を行う。 ※ 防振ハンガーの設置判断基準は県標準図14による。 ※ 震災後の設備機能確保を図る実務的設備耐震対策措置は県標準図15による。 ※ 冷温水発生機、ボイラ及び温風暖房機の盤の始動スイッチの二次側に煤煙濃度計用電源端子を設ける。 ○ 排ガス監視装置を要す。 ○ ばい煙温度測定口を要す。
○ 別工 塗工事	別塗工事	● スリーブ、箱入れの補強筋 ○ ガラリ ● 点検口 ○ ● 天井および壁貫通に対する下地補強 ○ ブロバンボンベ庫 ○ ○

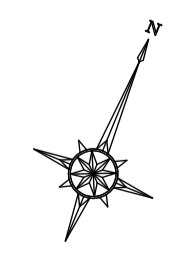
III 材料メーカー表	
材 料	材 料 メ ー カ ー
衛生陶器	TOTO、LIXIL(INAX)、ジャニス工業
水栓金具類	TOTO、LIXIL(INAX)、ジャニス工業、三栄水栓
FRP水槽	三菱、日立、積水、ブリヂストン
うず巻ポンプ	荏原、日立、三菱、川本
水中モーターポンプ	荏原、日立、三菱、川本、鶴見
汚水・汚物ポンプ	荏原、日立、三菱、川本、鶴見、新明和
電気温水器	三菱電機、ユパック、日本電熱、東芝、パナソニック、三菱、日立
厨房機器	日本調理、フジマック、北沢、ホシザキ四国、タニコー、マルゼン
小型銅板ボイラー	巴、昭和、愛知、ネボン、ヒラカワ
FRP膨張タンク	日立化成、三菱樹脂、ホーコス
ルームエアコン	ダイキン、三菱、日立、パナソニック、東芝キャリア
パッケージエアコン	ダイキン、三菱、日立、パナソニック、東芝キャリア
冷温水発生機	矢崎、日立、荏原、川重、三菱重工
エアハンドリングユニット	新晃、ダイキン、三菱、昭和、パナソニック、日立、木村、東芝キャリア、三菱重工
送風機	日立、テラル、荏原、パナソニック、谷山、ミツヤ、旭電業
冷却塔	矢崎、日立、荏原シワ、空研、日本スピンドル
自動制御機器	アズビル、ジョンソンコントロールズ
ロールフィルター	日本スピンドル、東洋空気調和、日本エアフィルタ
全熱交換機換気扇	三菱、パナソニック、テラル、東芝、日立、ダイキン
その他	国土交通省仕様適合品

完成後必要な 取扱資格者	ボイラ	○ 資格不要 ○ 特別教育修了者(小型ボイラ) ○ 講習修了者 ○ () 級ボイラ技士
	危険物	○ 資格不要 ○ 危険物取扱主任者
	冷凍機	○ 資格不要 ○ 第() 種冷凍機械作業主任者

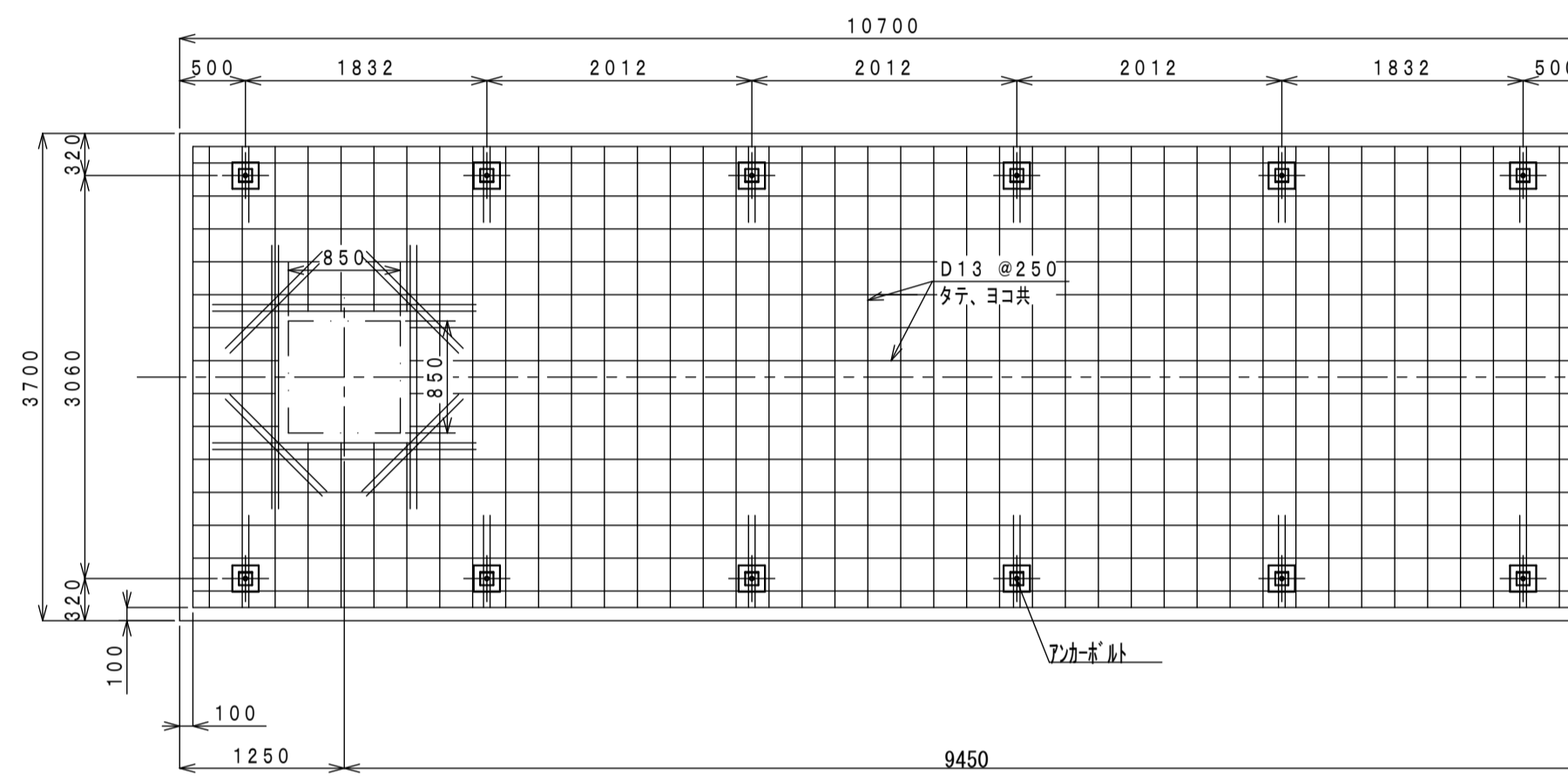
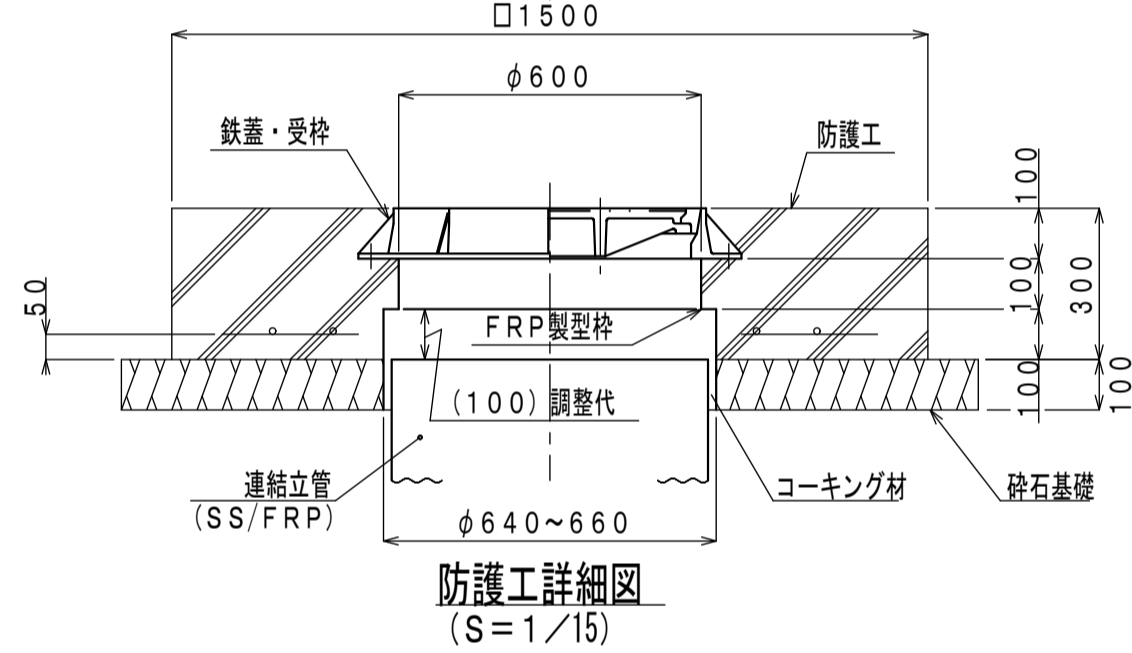
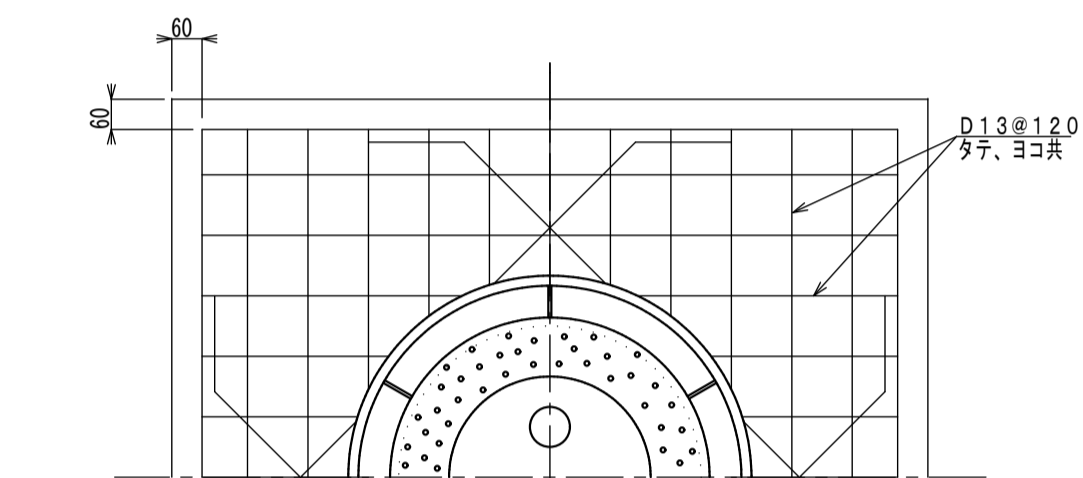
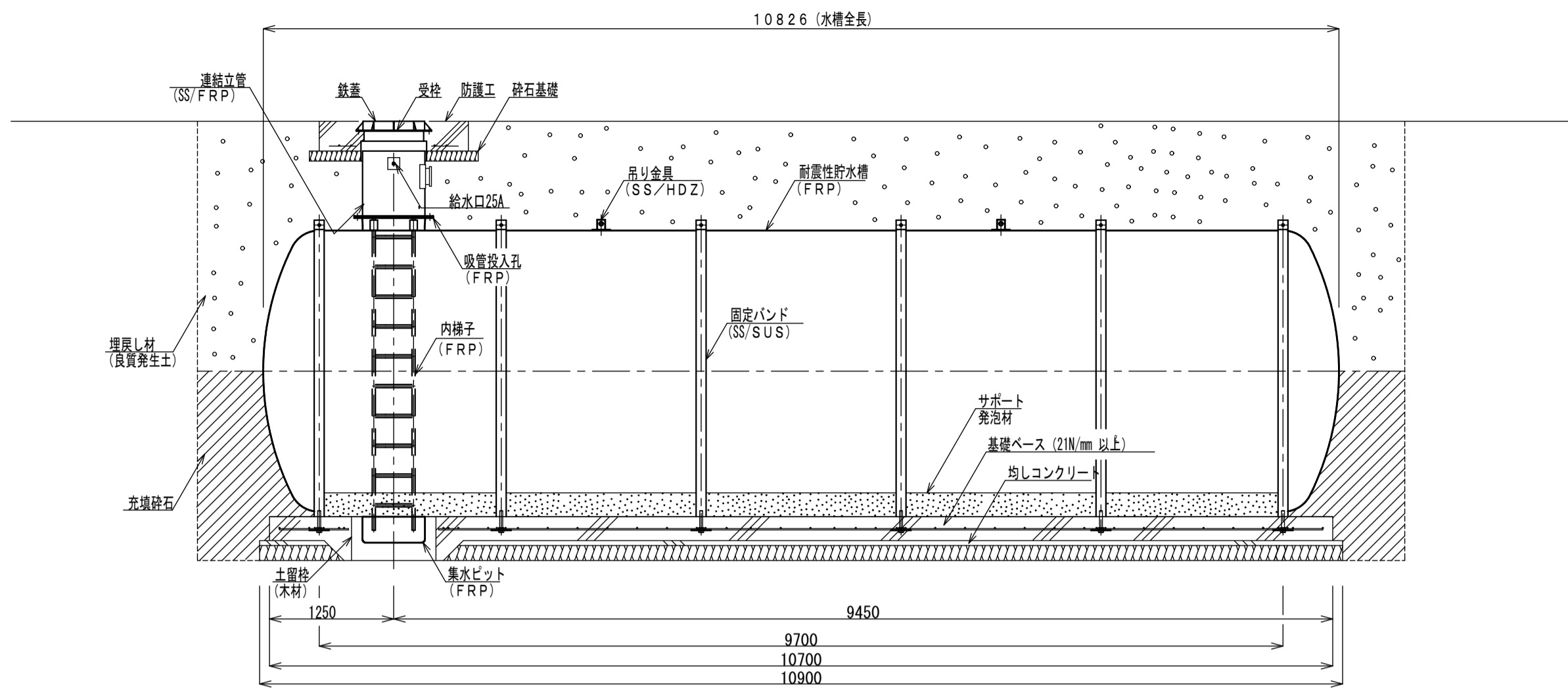
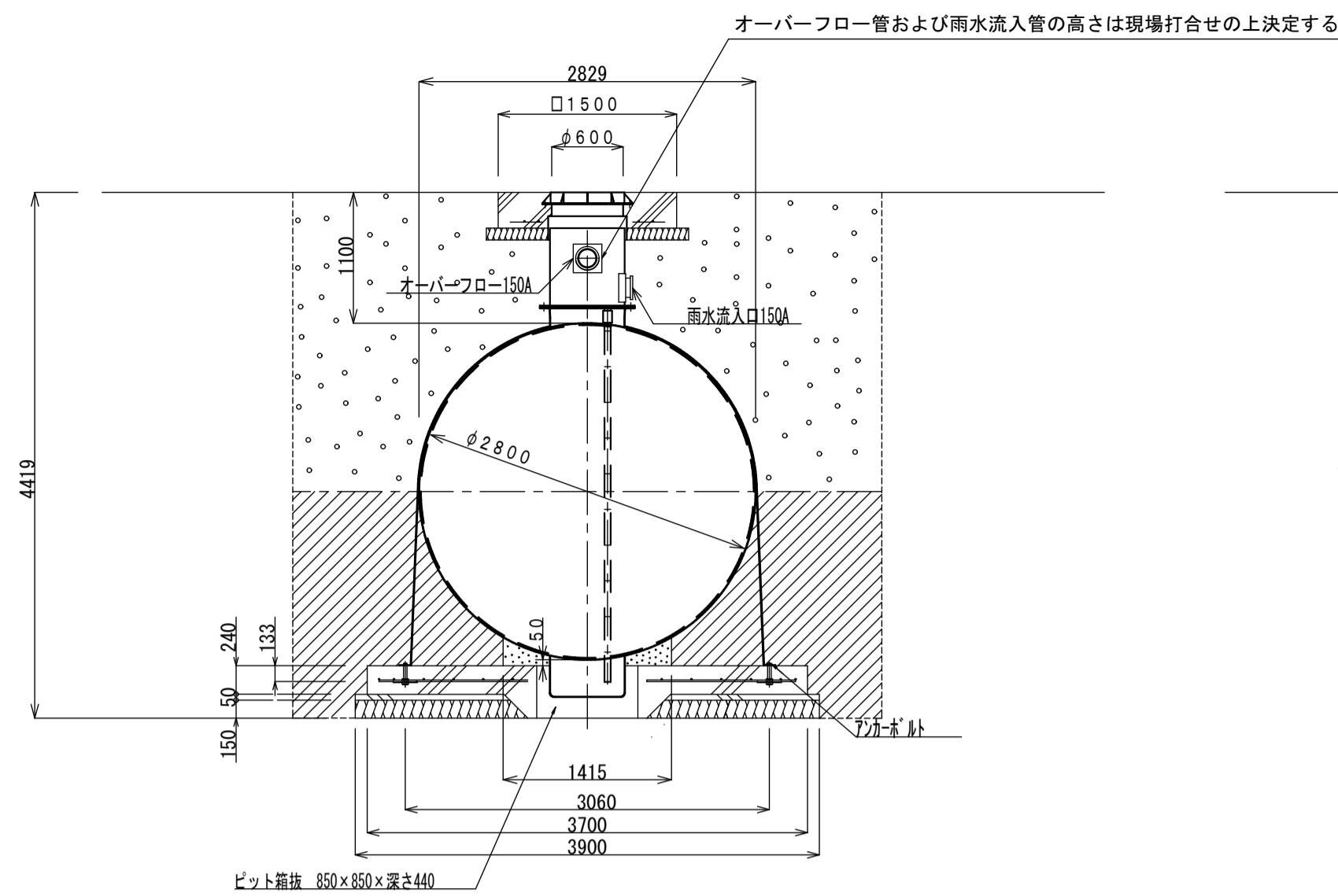
	官公庁等	打 合 せ 事 項	確 認 日
給 水			平成 年 月 日
排 水			平成 年 月 日
消 防			平成 年 月 日
浄 化 槽			平成 年 月 日
ガ ス			平成 年 月 日
そ の 他			平成 年 月 日

	図面No
	特記 1-2

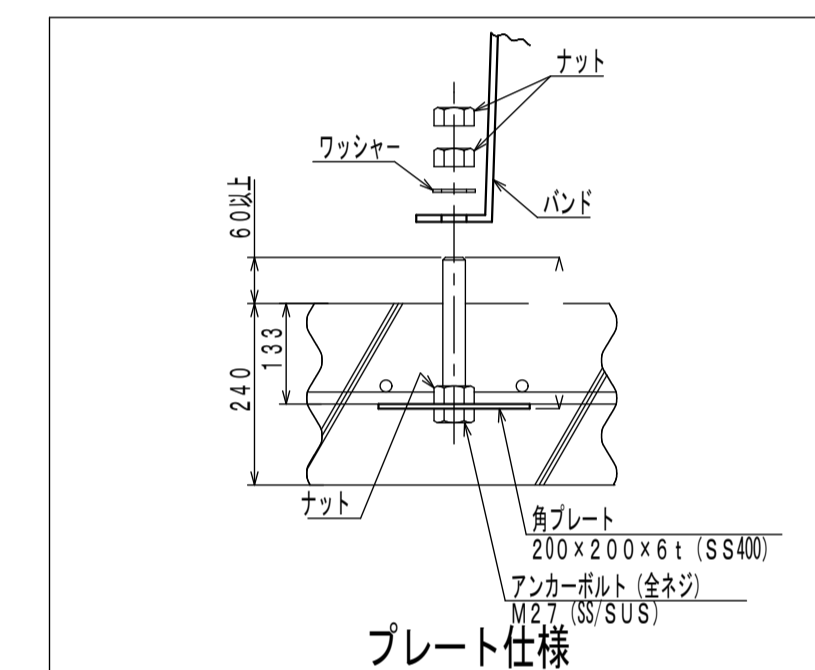
DATE	PROJ. NO.	PROJ. TITLE	機 械
		日高村役場新庁舎防火水槽設置工事	
CHECK	DRG. TITLE	A1 S=1:100 SCALE A3 50%出力	DRG. NO
	機械設備 特記仕様書(2)		M-02



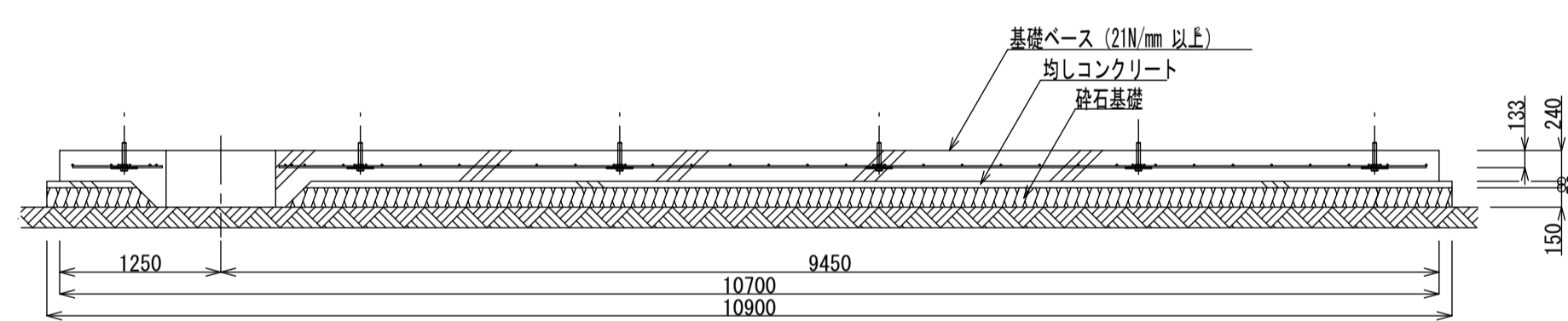
DATE		PROJ. NO.		PROJ. TITLE 日高村役場新庁舎防火水槽設置工事		機械	
CHECK				DWG. TITLE 給排水設備 配置図		DWG. NO. A1 S-1 : 200 SCALE A3 50%出力 M-03	



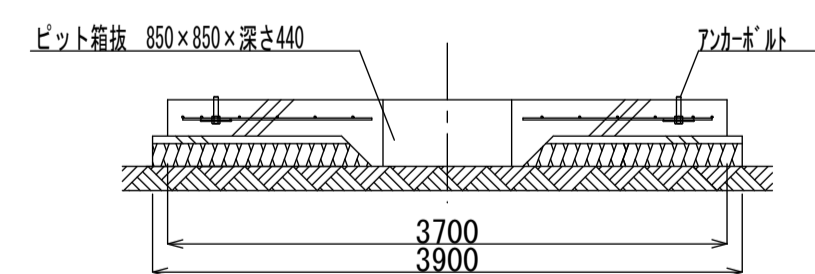
※D13、S D295以上を使用



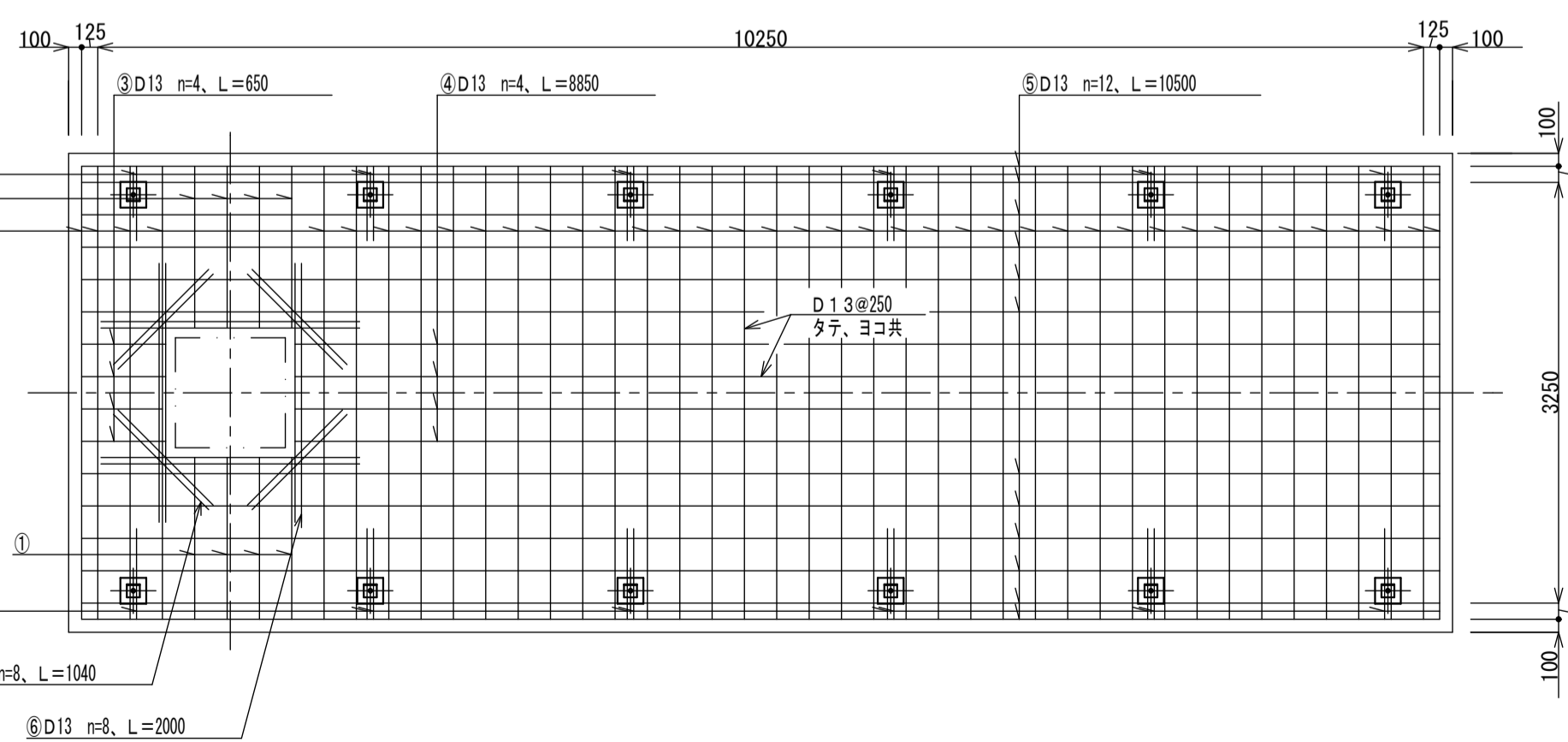
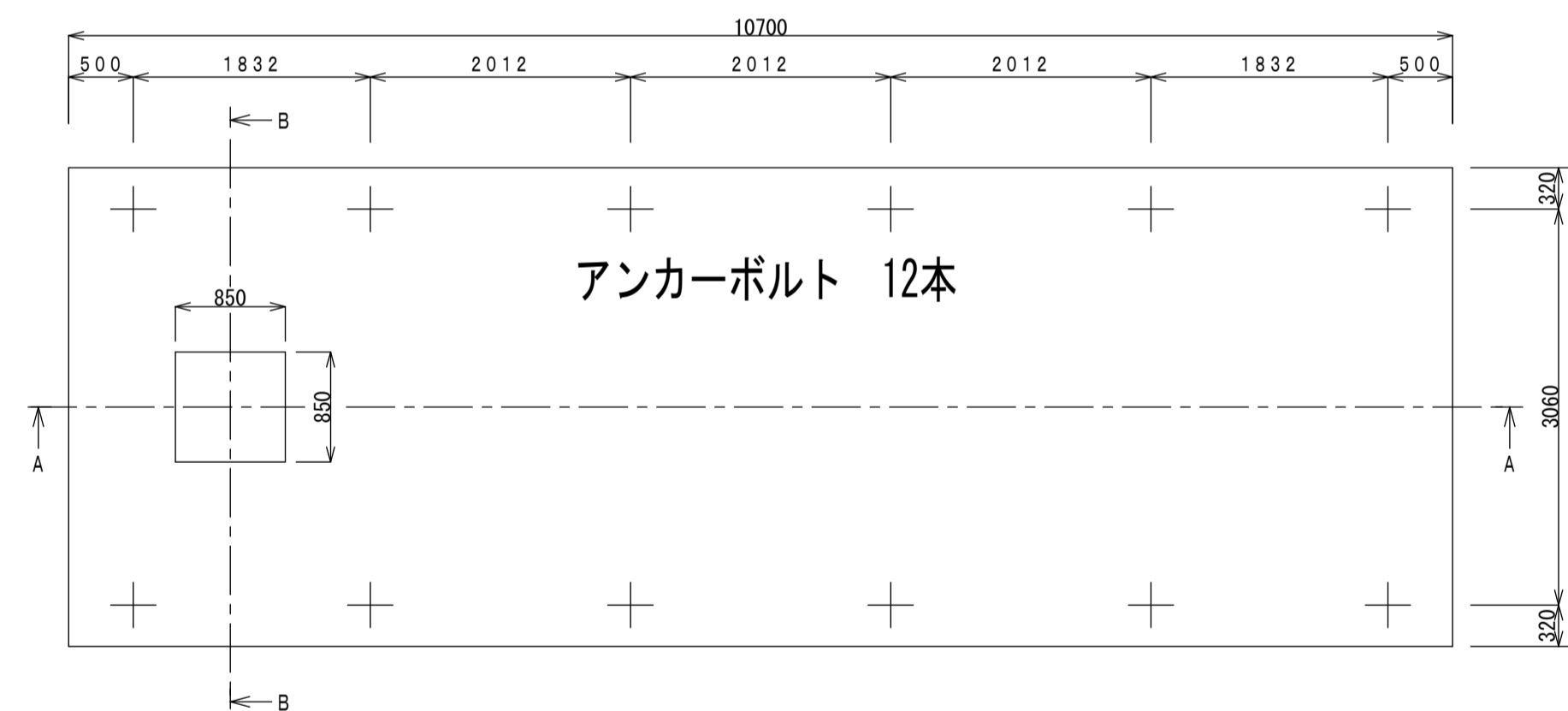
アンカーボルト詳細 (S=1/10)



A-A断面図



B-B断面図



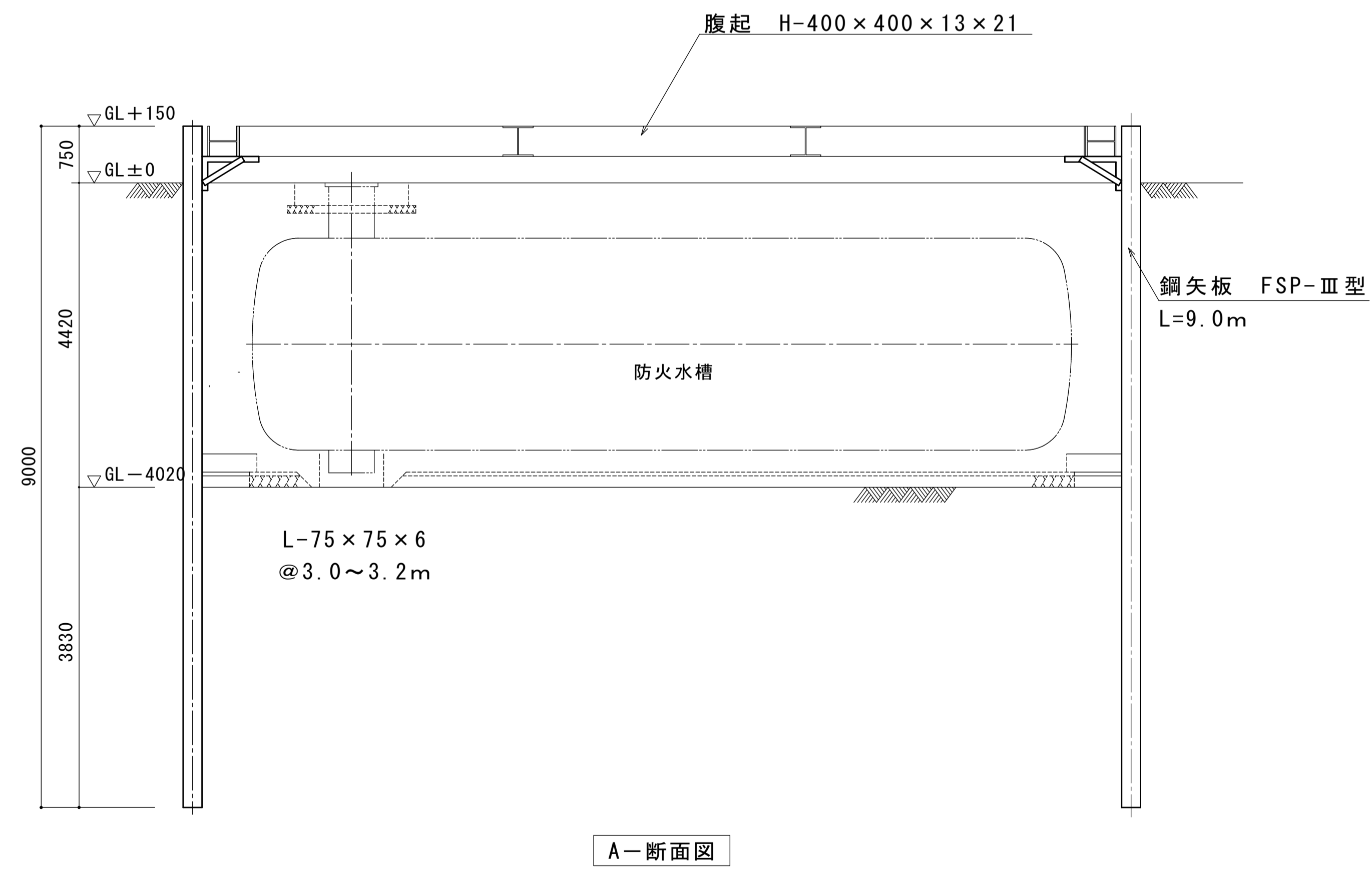
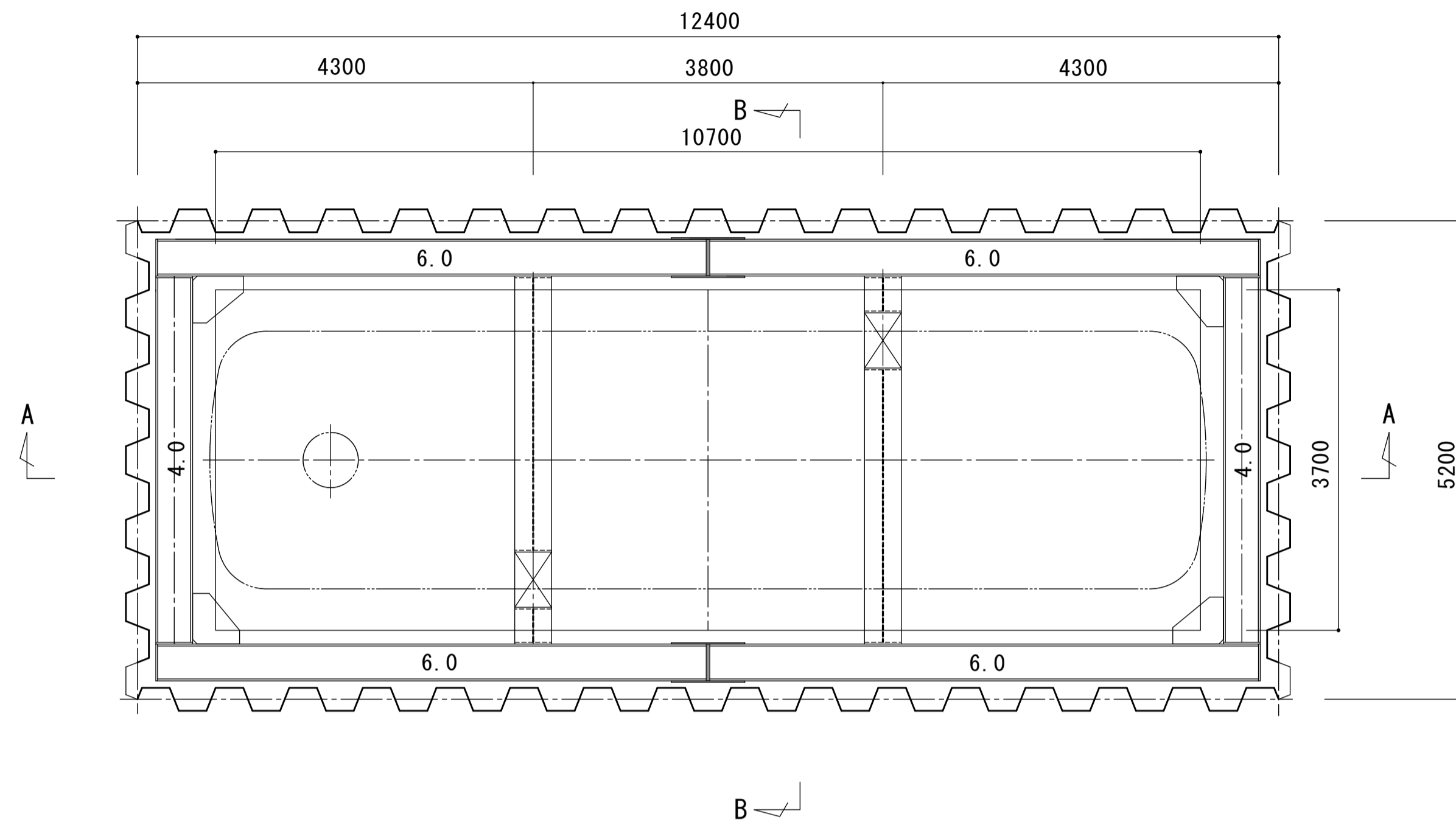
鉄筋重量表

記号	径	長さ	本数	単位重量	一本当り重量	質量 (kg)	重量 (N)	備	要	
1	D13	1250	8	0.995	1.244	9.952	97.53	---		
2	D13	3500	40	0.995	3.483	139.320	1365.34	---		
3	D13	650	4	0.995	0.647	2.588	25.36	---		
4	D13	8850	4	0.995	8.806	35.224	345.20	---		
5	D13	10500	12	0.995	10.448	125.376	1228.68	---		
6	D13	2000	8	0.995	1.990	15.920	156.02	---		
7	D13	1040	8	0.995	1.035	8.280	81.14	---		
8	D13	700	20	0.995	0.697	13.940	136.61	---		
合計 D13					350.600	kg	(3435.88	N)		
総重量					350.600	kg	(3435.88	N)		

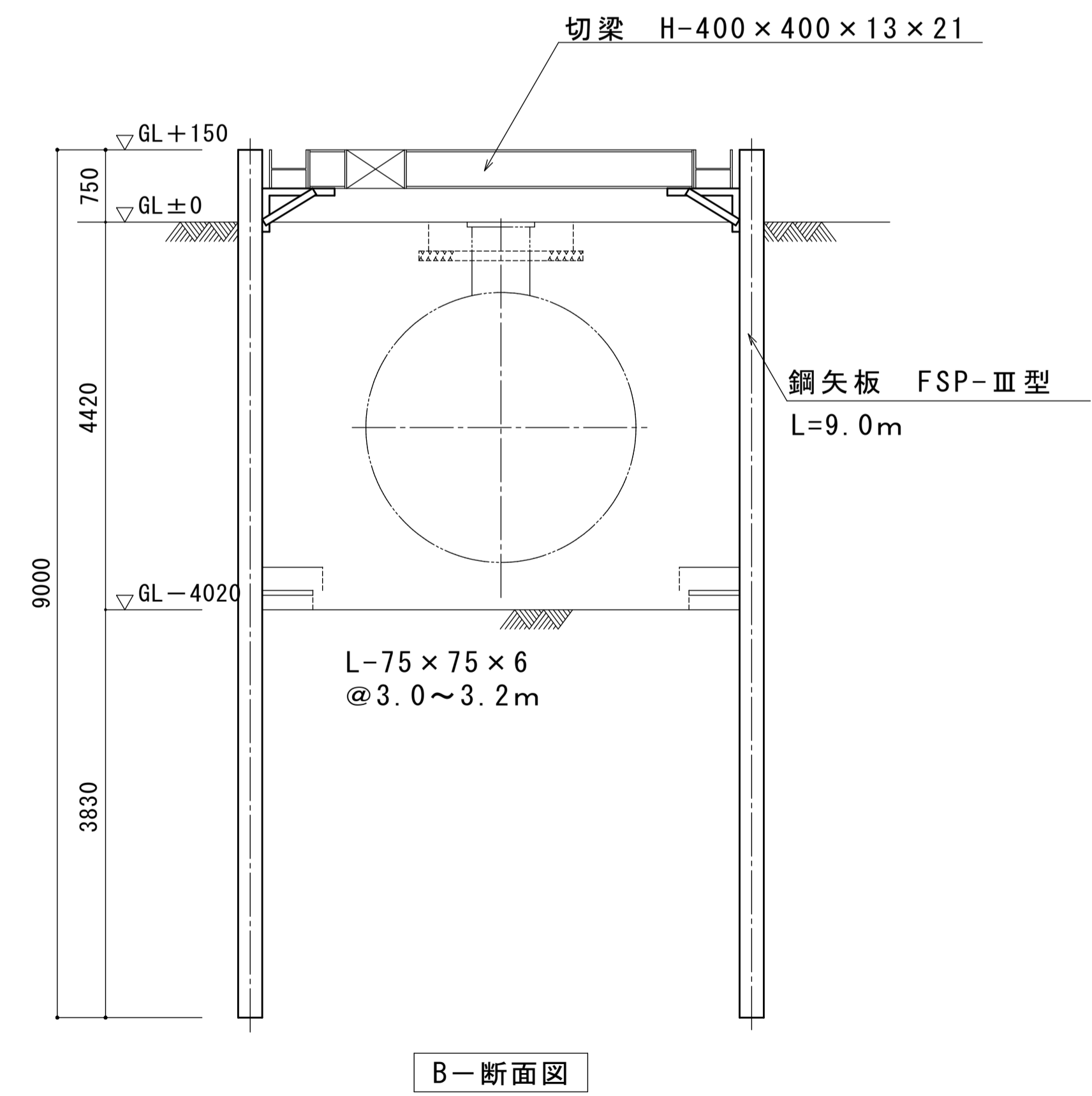
※D-13、S D295以上を使用

FEP性防火水槽 (60m³) 設置用縦坑図

縮尺=1/50



A-断面図



B-断面図

		DATE	PROJ. NO.	PROJ. TITLE	機械
		CHECK		日高村役場新庁舎防火水槽設置工事	
				給排水設備 防火水槽設置用縦坑図	M-05
				A1 S=1:50	
				A3 SCALE 50%出力	